

# 経 済 要 録

## 国 内

### ◇日米首脳会談の共同声明について

中曽根首相とレーガン大統領は、ホワイトハウスでの会談終了後、5月1日、「経済問題に関する共同声明」を発表した。その骨子は以下のとおり。

1. 両首脳は、ルーブル合意および最近のワシントンにおけるG7声明で具体化されたコミットメントおよび行動を含め、この目的に向けてこれまでに進展があったことを歓迎した。両首脳は、政治的に維持しえないと考えられる日米間の大幅な貿易不均衡を削減することが双方の政策努力の主要な目的であることにつき意見の一致をみた。

2. この点に関し、大統領は、米国の財政赤字を削減するとの決意を強調した。大統領は、また、米国産業の競争力向上のための政策を精力的に追求し、保護主義圧力を防遏する旨約束した。中曽根総理大臣は、日本の内需刺激のためにとる異例の措置の計画の概要を説明した。かかる措置には、日本銀行によりすでに開始されている短期金利低下のためのオペレーションも含まれる。その他の短期および中期の景気刺激策には、公共事業の過去最高の前倒し実施および5兆円を上回る財政による景気刺激策を含む総合経済対策を早急に実施するとの自民党提案に対する支持、日本の金融市場の自由化に向けての一層の措置および前川レポートに盛り込まれた構造調整に関する提言を実施するための一層の努力が含まれるであろう。

大統領と総理大臣は、両国間の懸案の貿易問題は迅速に解決される必要があることにつき意見の一致をみた。

3. 大統領と総理大臣は、これ以上のドルの下落は、両国経済の力強い成長および不均衡の削減に向けての相互の努力にとって逆効果となりうることにつき意見の一致をみた。この関連で、両首脳は、為替レートの安定を促進するため両国政府は引き続き緊密に協力するとのコミットメントを再確認した。

### ◇自民党の「総合経済対策要綱」について

自民党は4月24日、政務調査会において内需拡大と対外経済摩擦打開のための「総合経済対策要綱」を決定した。その内容は以下のとおり。

#### I 内需拡大のための経済対策

対外不均衡の是正は、わが国が全力を挙げて取組まなければならない緊急課題である。一方、国内経済は円高に伴う景気の停滞、雇用の悪化等厳しい状況にあり、強力な景気対策が急務である。かかる景気対策の展開は内需主導型経済成長を促すとともに、構造調整の一層の進展に寄与するものと信ずる。

このためわが党は、早急に、次に掲げる事項を中心に5兆円を上回る財政措置を伴う内需拡大策を講ずる。

1. 公共事業の過去最高の前倒し(少なくとも上期契約率80%以上)を行う。その配分にあたっては、不況地域、不況業種の実情を十分に配慮して行う。
2. 大型補正予算の編成を行い公共事業5か年計画の進捗率を高めるなど公共事業を追加するとともに、研究開発、教育等にかかる施設等の拡充・充実のための公共的投資の追加を行う。その際、用地費が少なく即効性があり、波及効果の大きいものを優先する。
3. 投資的経費については、概算要求基準において見直しを行う。
4. 税制改正を実現し、所得税減税、民間の研究開発等内需指向型の設備投資を促進するための減税を行う。
5. 住宅の増改築、住宅関連機器の導入等を含め広く関連投資を促進するため、各種の助成措置を改善・拡充する。
6. 規制緩和を引続き推進するとともに、民間活力の活用、地域活性化に資する各種事業に対し期間を限り思い切った助成策を講ずる。
7. 政策金利の引下げ、特定地域の追加指定等中小企業対策を拡充する。
8. 週休2日制の推進等労働時間の短縮を図るとともに、30万人雇用開発プログラムの推進等雇用対策を充実する。
9. 引続き円高差益の還元を行う。

10. 資金運用部の預託金利の引下げ等金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

## II 対外経済対策

わが国を取巻く国際経済情勢は日米関係を含め極めて厳しい状況にあり、対外不均衡の是正と調和ある対外経済関係の形成に努め、世界経済活性化への積極的貢献を行うことが喫緊の課題である。これがため、わが党は早急に、次に掲げる事項を中心に対策を講ずる。

### 1. 輸入の拡大

- (1) 政府調達による外国製品購入の促進のため、臨時特別枠を設けるなど必要な措置を講ずる。
- (2) 政府調達制度を改善する(対象範囲の拡大、スーパーコンピュータ調達における手続きの透明化、大学割引の問題を含む)。
- (3) 民間における一層の製品輸入拡大努力を要請する。
- (4) 製品輸入金融を拡充する。
- (5) アクション・プログラムを推進する。

### 2. 国際社会への貢献

- (1) ODA第3次中期目標の繰上げを実施する(少なくとも7年倍増目標の2年繰上げ達成)。
- (2) 開発途上国(とくに債務国)に対する輸銀・海外経済協力基金および民間の資金をあわせた資金還流促進計画を策定する。
- (3) 専門家派遣等技術協力および国際研究開発協力を拡充する。
- (4) アフリカ諸国等後発開発途上国への積極的な支援のため必要な措置を講ずる。

## ◇「経済構造調整特別部会」の報告書(「構造調整の指針」)について

経済審議会(首相の諮問機関、円城寺会長)は、5月14日、「経済構造調整特別部会」<sup>(注)</sup>(部会長、前川前日銀総裁)がまとめた最終報告書(「構造調整の指針」、通称「新・前川レポート」)を首相に提出した。今次報告書は、昨年12月、同部会がまとめた「中間報告書」(61年12月号要録参照)後の審議を踏まえ、構造調整のための具体的諸施策を盛り込んだもの。その構成は以下のとおり。

(注)「国際協調のための経済構造調整研究会報告」(通称「前川レポート」、(61年4月号要録参照)を受ける形で、61年9月、経済審議会の特別部会として設置。

1. 構造調整の位置付けと道すじ
2. 構造調整のための方策
  - (1) 内需拡大

イ、住 宅

ロ、社会資本整備

ハ、土地対策

ニ、構造調整促進のための設備投資

ホ、消 費

(2) 労働時間短縮

イ、国際的に調和のとれた産業構造

ロ、産業構造調整への取組み

ハ、海外直接投資

ニ、内外競争条件の整備

ホ、輸入拡大、市場アクセス改善

ヘ、国際化時代にふさわしい農業政策

(3) 雇用への対応

イ、雇用問題の重要性

ロ、就業構造の変化と種々の需給の不適合

ハ、総合的雇用対策

ニ、雇用機会の再分配

(4) 地域経済への対応

イ、構造不況地域における対応

ロ、地方都市の重点的整備

ハ、農村地域の活性化

(5) 世界への貢献

イ、世界への積極的貢献

ロ、円の国際化

ハ、経済協力

ニ、国際交流等

### 3. 構造調整を進めるための当面の行動指針

—構造調整は中長期にわたる課題であるが、現下の内外情勢にかんがみ、ここ両3年間に集中的な政策努力が必要であり、早期に着手し、一定の期間内にその実効を期すべきものとして以下の施策について提言。

(1) 規制緩和等

イ、国内経済および市場アクセスの両面における経済活動に関する規制緩和等の徹底を図るため、新しい体制による規制の抜本的見直し

ロ、流通、金融、石油産業等における規制の緩和

ハ、建設市場における外国企業へのビジネス・チャンス提供

(2) 財政の活用

行財政改革の基本理念を維持しつつ、その成果を生かしながら、現下の経済情勢にかんがみ、臨時緊急の思い切った財政措置

- (3) 住宅・土地対策・社会資本整備  
 イ、住宅への政策資源の重点的配分  
 ロ、都市構造の変革  
 ハ、市街化区域内農地の宅地並み課税の運用強化、線引きの機動的見直し等による農地の宅地化の促進  
 ニ、地方中核都市の住宅環境、情報インフラ、高速交通ネットワーク等の画期的整備・充実  
 ホ、公共投資の重点的配分
- (4) 製品輸入の促進  
 イ、ガット・ウルグァイラウンドを通ずる工業製品にかかる関税撤廃の促進  
 ロ、政府調達についての外国製品購入の促進と制度の改善
- (5) 農業  
 イ、食料品の内外価格差の縮小を目指した生産性向上と輸入政策の適切な運用  
 ロ、食糧管理の制度運用の改善
- (6) 労働時間短縮  
 イ、年間総労働時間1,800時間へ向けての労働時間短縮  
 ロ、公務員、金融機関の週休2日制の積極的推進(土曜閉庁方式)
- (7) 経済協力  
 ODA中期目標の早期実現、そのGNP比率の改善(少なくとも7年倍増目標の2年繰上げ実施)

#### ◇円建B A市場の売買対象の拡大について

大蔵省は、円建B Aの満期日までの期間の延長、最低売買単位の引下げについて、4月30日付で、銀行局長通達等の所要の改正を行ったうえ、5月11日から実施した。

##### 1. 満期日までの期間の延長

現行船積日後6か月+郵便日数→船積日後1年+郵便日数

##### 2. 最低売買単位の引下げ

現行1億円以上→5千万円以上

#### ◇大蔵省の昭和62・63年度の金融機関店舗、機械化通達等について

大蔵省は、4月24日付で、62・63年度の店舗、機械化行政に関する銀行局長通達および事務連絡を發出した。今回の通達等の主眼は、金融機関の店舗形態の弾力化にあり、主な内容は以下のとおり。

- ビルの3階以上に法人取引店舗の設置を認める(いわゆる空中店舗の認可)。
- 「消費者金融コーナー」(既存店舗の一部を区切って休日などにも銀行員が応対できる消費者金融業務を専門的に取扱うコーナー)の設置を認める。
- 店舗外C D・A T Mの設置場所・設置枠規制を撤廃する。
  - 枠規制は、従来から中小金融機関(相銀以下)については存在せず。今回は普通銀行についてこれまでの枠(1年度1行につき30)を撤廃。
  - ただし、企業内に設置する場合には、2年度につき1行10以内で従来(1年度につき5以内)と同様の制限。
- 一般店舗と小型店舗間および小型店舗と機械化店舗間の相互振替えを認める。
  - 「一般店舗1↔小型店舗3」、「小型店舗1↔機械化店舗3」の比率。
  - 従来は、原則として「一般1→小型3」および「小型1→機械化3」の振替えのみが認められており、中小金融機関のみ「機械化3→小型1」の逆振替えが可能であった。
- キャブテン端末機を利用するファームバンキングやホームバンキングなどの資金移動取引につき、これまで同一行内のみの取引に限定していたのを他行への資金移動も認める。

#### ◇中期利付国債入札参加者の追加について

大蔵省は、4月27日、中期利付国債入札参加者として、在日外国証券会社4社を新たに指定した。この結果、中期利付国債の入札参加者総数はこれまでの280から284となった。

#### ◇「天皇陛下ご在位60年記念金貨幣(昭和62年銘)」の引換え開始

「天皇陛下ご在位60年記念金貨幣(昭和62年銘)」(額面10万円)、70万枚の引換えが5月13日から民間金融機関、郵便局において開始された。同金貨幣は61年11月発行した昭和61年銘(1千万枚)の追加発行にあたるもの。

#### ◇長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、5月債から実施した(長期国債は4月30日、政府保証債、公募地方債は5月8日にそれぞれ決定)。

##### 国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	4.0	4.7
	発行価格(円)	99.00	99.75
	応募者利回(%)	4.141	4.736
政府保証債	表面利率(%)	4.4	4.9
	発行価格(円)	99.00	99.75
	応募者利回(%)	4.545	4.937
公募地方債	表面利率(%)	4.4	4.9
	発行価格(円)	99.00	99.75
	応募者利回(%)	4.545	4.937

#### ◇割引国債の発行条件改定

政府は、割引国債の発行条件を次のとおり改定し、5月債から実施した(4月30日決定)。

##### 割引国債の発行条件

	変更後	変更前
発行価格(円)	82.75	78.50
応募者利回(%)	3.859	4.960

#### ◇事業債の発行条件改定

引受証券会社は、事業債の発行条件を次のとおり改定し5月債から実施した(5月15日決定)。

##### 事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	4.6	4.9
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	4.664	4.966